

平成24年12月26日（水曜日）第2回臨時会

○出席議員（17名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	15番	内藤明	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	鴨田俊廣	議員			

○欠席議員（1名）

14番 佐藤良一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
富澤三弥	建設管理課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 農事局長 （兼）会計課長
那須吉雄	健康福祉課長	横山一郎	会計管理 者
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号

第2回臨時会

平成24年12月26日(水曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
" 2 会期決定  
" 3 報告第17号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について  
" 4 質疑  
" 5 議第 81号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
" 6 議第 82号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について  
" 7 議案説明  
" 8 委員会付託  
" 9 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 発言の申し出

○高橋勝文議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

貴重な時間をおかりして、一言御挨拶をさせていただきます。

去る16日に告示されました寒河江市長選挙におきまして、市民の皆さんの温かい御支援をいただき、無投票再選をさせていただきました。無投票という大変重い責任を改めて認識しながら、子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせる寒河江のまちづくりを目指して、少子高齢化対策、そ

して安全・安心なまちづくり、景気・雇用対策等、当面する課題の解決、そしてオンリーワンの寒河江の里づくりを目指して、市民の皆さんとともに誠心誠意努力してまいりる覚悟でございます。

市を取り巻く内外の情勢は大変厳しいものがあるかというふうに思いますけれども、決意を新たにして取り組んでまいりますので、市民の皆様、そして議員各位には格別の御理解と御協力を心からお願いを申しあげ、一言御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○高橋勝文議長 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、4番後藤健一郎議員、17番那須稔議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

[沖津一博議会運営委員長 登壇]

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成24年第2回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る12月20日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期は本日1日間とし、会議につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。川越議員。

○川越孝男議員 会期について異議があるわけではありません。今議運の委員長から、お手元に配付になっている日程表に基づいて今回の臨時議会を行う旨の報告がございました。したがって、議運の委員長にお尋ねをしたわけでありまして、この議事日程第1号を見ますとというと、議第81号及び議第82号、この2案件について委員会付託の日程がございません。議運で省略を決定されたのだというふうに思いますけれども、議会運営委員会に提案の段階で委員会付託を省略する旨を示されたのかどうか。もしくは、委員会付託をする旨の議会運営委員会に提案されたんだけど、審議をする中で委員会付託を省略になったのか、どちらなのかお尋ねをしたいと思っております。

○高橋勝文議長 沖津議会運営委員長。

○**沖津一博議会運営委員長** ただいまの川越議員の質問であります、委員会付託をしてもよいのではないかという意見も確かにございましたが、2案件でありますので本会議場で十分に議論できるように委員会で判断したもので、それでそのように付託をしないで本会議で質疑をしていた、ということによって決定させていただきました。

○**高橋勝文議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 私が質問したのは、そういうふうに議会運営委員会で審議した結果、省略というふうに決定したんであろうということは私もそのとおりに受けておいているんです。ただ、議会運営委員会に提案されたそのものが、最初から省略したもので日程として提案されたのか、いや委員会付託2案件とも予算特別委員会を設置しながらやるというものであったけれども、議会運営委員の皆さん方が審議する中で、いや委員会付託になっているけれども、省略していいというふうになったのか、その部分を提案された資料そのものをお尋ねをしているんです。

○**高橋勝文議長** 沖津議会運営委員長。

○**沖津一博議会運営委員長** 提案されましたのは、本日の議事日程のとおりでありました。

○**高橋勝文議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 私、事務局が勝手にそういうふうなことをするなんてことは、あり得ないと思うんです。議事日程にかかわることは、議運の委員長に事前に協議相談があったり、あるいは議長というか議運ですね、されているんだというふうに思います。

したがって、寒河江市議会は7月1日に議会基本条例も制定されました。その第8条第2項では、「議会は前項の政策など」というのは議会の審査なんですけれども、「政策などを審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行うものとする」というふうに定められているわけでありまして。そのためには、委員会付託をし、十分な審査をする必要があるということで、寒河江市議会も委員会制を基本にしているわけでありまして。

ところが省略した場合に、これは釈迦に説法かもしれませんけれども、議運の委員長は十分御認識だというふうに思いますが、本会議での審議では発言に対して回数と内容に制限が加えられています。したがって、十分な審議をするためには委員会付託、委員会制度をとっているわけでありまして、ぜひこの点について議運の委員長には認識をしていただきたいということを申しあげて、あとそれ以上は結構であります。ぜひ、今後はそういうことのないようにしていただきたいということを、強く申しあげておきます。

○**高橋勝文議長** 再度確認いたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## 第2回臨時会日程

平成24年12月26日(水)開会

月 日	時 間	会 議	場 所
12月26日(水)	午前9時30分	本 会 議	議 場

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第3、報告第17号を議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 報告第17号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

報告第17号は、本年10月5日午後2時22分ころ、寒河江市役所駐車場敷地内において市有自動車を公務運転中に、普通自動車に接触し、車両を損傷させた事故により生じた損害の賠償を行うものであります。

示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、御報告申し上げるものでございます。以上であります。

## 質 疑

○高橋勝文議長 日程第4、これより質疑に入ります。

報告第17号について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 報告の内容についてはわかりましたけれども、もうちょっと具体的に、両者が運転中ということですので、こういった状況なのかその辺の内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいということと、両者が運転中ということなので過失割合などはフィフティ・フィフティだったのか、その辺の内容2点についてお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 ただいまの質問に関しまして、私のほうから御説明させていただきます。

本件につきましては、教育委員会の生涯学習課の職員が公用車を運転していたときの事故でございます。現状は、ここがございますとおり市役所の駐車場ということでございます。うちの職員が公用車で駐車しておりまして、そこから帰途につくときに左側から駐車場を回ってきた車によく気づかず、少しバックさせたときにそこでとまったんですが、その車の進行方向の中にちょっとうちの車が出てしまったと。そのまま相手方の車が通ろうとしたために、相手方の助手席側のドアが2枚ズズズズツとなって、傷ついたということでございます。

一応とまったということではありますが、保険会社等いろいろ調査の結果、最終的に割合としましては9対1ということで、うちのほうの過失が9ということで、結果そういう形になっております。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて、質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第5、議第81号、及び日程第6、議第82号の2案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、議第81号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、今冬の雪対策として万全を期すため、新たに創設されました山形県雪対策総合交付金事業を活用し、ひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業の補助対象内容の拡充、追加や、町内会などの地域で一斉除排雪作業を実施した場合に独自の補助金制度を新設するなど、市民が安全に安心して冬期間を過ごせるよう、きめ細かな雪対策事業費として1,213万8,000円を計上するものでございます。

また、国の経済危機対応地域活性化予備費を活用し、前倒して実施をする西根小学校下水道整備事業費2,307万6,000円や、県の第4次募集による農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金1,790万5,000円を追加するものでございます。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金774万2,000円、県支出金1,960万5,000円、繰越金1,047万2,000円、市債1,530万円を追加し、対応することとするものでございます。

その結果、5,311万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ163億9,661万3,000円とするものでございます。

次に、議第82号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

## 委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。議第81号及び議第82号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、何号に対してですか。

それでは、御異議がありますので起立により採決いたします。

お諮りいたします。議第81号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。よって、委員会付託は省略することに決しました。

議第82号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。よって、委員会付託は省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議第81号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 24年度の補正予算の中の8款の住宅宅地開発指導事業、この中身について若干お尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 マイクをつけてください。

○杉沼孝司議員 市内の空き家調査を各町内会を通じてした経過があるわけでありまして、その結果どうなったのかと、その結果において危険箇所、危険空き家はどれくらいあったのか。この補正予算の50万円は、何件分くらいこれらに使用されるのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お答え申し上げます。

まず、空き家の調査の件でございます。空き家については、各町内会さんのほうから調査をいただきまして、それで解体するべきでないかというふうな御報告があったのが17件でございます。その17件につきまして、担当職員において現況調査をさせていただきました。それで、その中で倒壊の危険性があるのではないかというふうに判断されるのが、3件ございました。

その3件について、現状では道路等への倒壊による交通障害等を起こす状況ではないというふうな判断でございますけれども、万が一そういった場合に対処するために今回50万円という補正をさせていただいておりますけれども、1つは危険を周知するために、もしそういう危険性が高まった場合には、その前に看板あるいはバリケード等を設置する、あと道路等に落ちてきた場合については、それを民地内に押し戻すといえますか、そのものは民有の財産でございますので、民地のほうに一応一旦置かせていただくということの対処のために、今回補正予算を提出させていただいたところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。内藤議員。

○内藤 明議員 補正予算の説明の中での8款の除雪窓口案内の設置に係る除雪事業費というふうな

御説明がありました、これはどういうふうな事業ですか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 除雪の総合窓口の御質問でございますけれども、昨シーズン、あるいは一昨シーズンでございますけれども、大雪のためにいろいろな問い合わせがございました。市民の方も、道路除雪は大体建設管理課ということはわかっていらっしゃると思いますけれども、一般住宅の屋根の雪おろしなどについても私どものほうに一旦連絡が入るといような、御相談があるということもございましたので、まずは道路や除雪の屋根の雪おろしの市民相談について一本化した窓口を設置するというふうなことでございます。

窓口の業務はどういったことになるのかということでございますけれども、先ほど申しましたとおり市民相談につきましては大きく分けると、やっぱり道路の除雪関係と、それから屋根の雪おろし、敷地内の排雪等のこの相談、2つあります。

その大体9割以上、大半は道路の除排雪に関する相談、要望でございますので、簡易なものについてはこの相談窓口で受けまして、対処していくというふうな形になります。ただ、検討を要するものについては原課であります建設管理課のほうで引き継ぎまして、対応していくというふうな形でやっていきたいというふうに思います。ですので、基本的には雪に関する相談というよりはやはり建設でないかという市民の皆さんの認識がございますので、窓口については建設管理課のほうに置かせていただきます。

2つ目については、屋根の雪おろし、住宅敷地内の除排雪でございますけれども、昨年多かったのは「屋根の雪おろしさんないんだけれども、どこさ相談、連絡するといいんだべ」というふうなお声が多かったようでございますので、ここについてはまず一元的にこの相談窓口で対処してまいりたいというふうに思っているところでございます。

ただ、それでその窓口で雪おろしをお願いできる事業者団体等を御紹介させていただくというふうな対応をしてまいりたいと思っているところでございます。なお、ひとり暮らし高齢者の助成制度については健康福祉課のほうで、詳細についてはそちらのほうで対応するように御相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 1つは、ひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業の関係ですけれども、これは160件のやつを440件にと、280件余計今回補正を組んだというふうなことのようでありますけれども、1件当たり1万2,000円になるわけでありますけれども、具体的にどういうふうな形で対応するのか教えていただきたいというふうに思います。その280件というのは何を根拠に出してきているんだかなども含めて、お願いをします。

それから、除雪事業の関係の今除雪窓口案内事業というので137万8,000円の部分の説明がありました。それで、この137万8,000円というのは、そういう相談にかかわるために何に金かかるんだかちょっとわからなかったのね、先ほどの説明では。人を新たに確保するのとか、何に支出をするのかわからないので、改めて教えていただきたいと思っております。

それから、除排雪活動補助金の関係600万円計上されているわけでありますけれども、この補助金を受けるための要件、これはどういう要件なのか。そして、それを要綱を今からつくるのか、もちろんこれは予算が通ってからというふうなことで周知や何かするんだというふうに思いますけれ

ども、もうきょうの臨時議会で通れば直ちに発動できるように、事務方で準備されているというふうに思うんですけども、その要綱的なものを教えていただきたいというふうに思います。

それから、空き家の応急措置業務の関係でありますけれども、先ほど17件あって3件が危険箇所というふうなことで、ただ個人の財産なので何も手をかけられないというようなことで、看板を建てることとバリケードつくることと、もしひっくり返ってきたとき押したりする、そういうふうな、あるいは道路さ出ればそいつをまた中に入れるとか、そういうふうなための経費50万円というふうな説明であったわけでありまして、やっぱり今これは寒河江市に限らず全ての自治体で、空き家の問題が今困った課題になっています。

もちろん、この冬期間特に雪で潰れるというふうな問題もあるわけでありまして、実態調査したのはわかりました。今後、そういう危険な部分について個人の財産であるわけでありまして、何らかの対応をしなければならないということで、条例制定などこの間も寒河江市の議会でも一般質問などで出されているわけでありまして、この辺の対応はどのようになっているのか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上何点かお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 1点目の今回のひとり暮らし高齢者等の除雪費支給事業についての御質問でしたけれども、補助対象の拡充という部分での御質問というふうに理解をさせていただきましたが、従来から屋根の雪おろしのみならず、敷地内の除雪についても対象としておりましたけれども、このたび玄関から道路までの通路の確保のために、定期的な除雪についてシルバー人材センターへ委託した場合、つまり雪掃きですが、回数に関係なく1万2,000円を上限として2回までできるようにしております。

それからもう1点ですが、いわゆる豪雪対策本部や、あるいは豪雪対策連絡本部が本市に設置された場合に、支給額及び回数についても改正ができるような要綱にしようとしているところであります。

それから、約280件の根拠ということでございますが、これにつきましては対象世帯数の1割の2回分ということで積算したところでございます。以上です。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 まず1つは、雪対策の総合窓口の費用の内容というふうなことでございまして、1つは窓口3カ月になろうかと思うんですけども、その窓口に従事する日々雇用職員の賃金がございまして、それから、総合窓口をつくったというふうなことで、これから今回の雪に対する市の総合的な対策の部分について、全市民の方にお知らせしたいというふうなことで、そのためのチラシの印刷製本費でございまして、それから、1つは窓口にお知らせしたときにどうしても場所を瞬時に確認しながら、その対策について検討しなければならないので、そのためのパソコンと簡易な地図システムを、住宅地図でございまして、それを入れ込む機材の備品を導入しようというふうなことで、その部分がこの雪の総合窓口の経費の内容になると思います。

それから、2つ目が共同の除排雪の補助金の内容でございまして、交付の対象としましては1つは町内会さん、あるいは今回PTAなどの共同の除排雪なども対象にするということで、現在考えてございます。地域の生活道路、あるいはPTAさんであれば通学路等について除排雪が必

要だというふうなことで、共同で作業しようといった場合のものを対象としたいというふうに思っております。

それから、複数世帯の私道等で通常除雪は入っておりますけれども、その辺で狭隘な道路が多いものですから、そういったところの排雪についても一応対象としていきたいというふうに思っております。

交付の内容でございますけれども、共同の除排雪を私どものほうでも昨年やったわけでございますけれども、市のロータリーなどで行って、町内会の方からトラックなどを配慮していただいているわけですが、そういったトラックなどについて助成をしていくというふうな中身でございます。今のところ、10トントラックで借受料の2分の1または3万円のどちらか低い額くらいというふうに考えています。4トンで2分の1または2万円、2トンで2分の1または1万8,000円くらいというふうなことで、今のところ考えているところでございます。

それから、市のロータリーが行けない場合も、当然混み合っておりますので、町内会あるいは実施する団体のほうで除雪機械を借りるといった場合については2分の1または3万円のいずれか低い額ということで、現在のところ検討しているところでございます。1回当たりの補助金の限度額としては、まず6万円というふうなことで、今のところ制度を検討しているところでございます。1シーズン2回まで活用できるというふうなことで、今内容等について精査させていただいているところでございます。

3つ目、空き家でございます。空き家については、確かに非常に今回も問題となったんですけれども、危険だなどというふうになってくる家屋は、実は所有者が確定できないというのが非常にあります。お住まいになっていないというのは当然でございますけれども、既に関係者が市外あるいは県外にいらっしゃる、登記もなされていないということで所有権の確定ができないというふうなことで、なかなかすぐ手がつけられないということが非常に課題で今なっております。県内でも、今後空き家に対してどのように検討していくかということがございますけれども、年度内3月をめどに私どものほうでも空き家の条例を制定していきたいというふうに考えておりますけれども、県内を見ましても行政代執行まで踏み込んだ条例というのは、実は県内でもなかなかありません。それはなぜかという、やはり個人の財産であるかどうかの特定のところから非常に困難な状況がありまして、その辺の部分についてももう少し検討しなければならないのかなということで、勧告等を含めた条例はできているわけでございますけれども、行政代執行まで踏み込んだものについてはちょっとなかなか難しいのかなということで、現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 一通り答弁いただきましたけれども、再度お尋ねをしたいと思います。

ひとり暮らしの高齢者等除雪費支給事業の関係でありますけれども、拡大したというのはわかりました。そして、要綱もつくるというふうなことでございますけれども、いつころまでその要綱が出るんだか。もちろん、私どももきょうの議会に臨んで、「これが通るといって、こういうふうなのがあるんだよ」ということを関係する人に説明をして、やっぱり有効に利用してもらうということが極めて重要なわけありますから、いつころできるのか教えていただきたいと思っております。

それから、同じように除排雪活動補助金の関係、50団体、2回、6万円ずつというふうなことで見られている。これについても、今運用を検討していますということですが、これらについてもそれぞれの地区、例えば町内会単位にするという場合だと、すぐ「雪降ったから、はい」というふうにもならないのね。したがって、前もってそういう住民に周知をしながら、そういう体制づくり、お金も集めないとならないわけですので、体制づくりなども必要ですので、できるだけ早くきょうの補正予算が通ったら、どういう要綱になるのだから早急につくって教えていただきたいというふうに思いますので、いつころまでできるのか教えていただきたいと思います。以上お尋ねします。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 御可決いただきましたら、きょうじゅうに施行できるように準備を進めております。なお、適用月日は12月1日で進めたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 同様の日程で進めたいというふうに思っております。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第82号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 今回のこの指定管理者の指定の件なんですけれども、基本的には指定管理者審査選定委員会、この委員会のほうでいろいろと審査して、その結果5団体の中のこの1団体に決定されたということですので、基本的にはこの審査会での審査というものをまず尊重して、この件に対して賛成するつもりでありますけれども、ちょっとこの審査会の内容、委員会の内容について二、三お尋ねをいたします。

この選定委員会の構成人数は何名なのか。何名で構成されている委員会なのか。それから、委員の選定といいますか選考でありますけれども、これについてどなたが任命されておられるのか、2点目ですね。それから3点目は、その委員会が何名なのか今お聞きしたところなんですけれども、このメンバーがいわゆる選定委員会とか、あるいは検討委員会とか審議会とかというふうになりますと、さまざまな角度から俗に言う学識経験者とか、あるいはそれぞれの団体の代表の方とかというのが一般的にこれまで見受けられるわけですが、どういった立場の方々がこの委員になられておるのか。この3点について、まずお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 選定委員会の事務を政策推進課で担当しておりますので、私のほうからお答えいたします。

委員会の最初構成人数であります、全部で13名であります。任命と、あと構成メンバーと関連しますが、庁内の組織であります。庁内です。委員長が副市長、副委員長が教育長、そしてあと11名は公の施設に関係する担当課長となっております。さらに、要綱でメンバーを決めておりますので、任命ということでなく、自動的に選ばれるといたしますか決まっているという状況になっております。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○**新宮征一議員** メンバーが13名で構成されていると。そして、その13名が庁内のそれぞれの役職を持った方々だという説明を今いただきました。それはそれで、これに対してどうのこうの申しあげませんが、この15の項目を掲げてそれぞれの団体からプレゼンテーションされた内容を、いろいろな角度から評価をして決定されたというふうに思うわけですが、この6番の財務の健全性、ここの点でちょっと理解しにくいといえますか、わからない部分があるんでちょっとお尋ねをいたします。

というのは、この選定された団体は「指定管理者を目指し設立された団体であり、会運営の実績なし」と。それから、A団体については「特定非営利活動法人であり、会費収入のみの運営」だということで、点数が両方とも3点の点数になっています。ところがB団体・C団体、この2つ対してはただどういう根拠なのかわかりません「問題なし」と、こういうふうになっているんですね。その「問題なし」と判断したその根拠。

例えばD団体の場合ですと、「特定非営利活動法人であるが、近年県や市の助成事業・委託事業を実施しており、健全性に問題がない」と、こういうふう判断した基準が載っているわけですね。ただ、このBとCに関してはただ「問題なし」ということで、ちょっと理解しにくいんですね。例えば「ほかの事業をやっておって、その事業が健全に運営なされているんで、財政的には問題ない」と、こういうふうな判断なのかどうかわかりませんが、このいわゆる評価基準としては営利企業、倒産の危険がないと判断される場合は5ということで、最高点の5点がここに配分されているわけですが、「問題なし」としたその根拠、何を根拠に問題ないと判断されたのか、このBとCに対しての2つの団体に対する判断の基準を教えてください。

○**高橋勝文議長** 菅野政策推進課長。

○**菅野英行政策推進課長** じゃあ、最初に具体的な計画書を見ての提案は、担当課でありますのでこちらでお答えしていただきますが、そもそもの評価基準について最初御説明いたします。

ここの財務の健全性、お手元に評価表があると思いますけれども、基本的に基準点は5点です。当然健全性があるべきだということからスタートいたしまして、問題があるときは減点していくということになっております。計画書については、既に存在する企業でありますと決算書をいただきます。その決算書を見て、例えば赤字体制であるとか異常に借入金が多くなると不安になりますので、そういう場合には減点をしていきます。そういったことがなければ、基本的には問題ないということにしております。

あと営利企業でない場合、その他の団体の場合には、そういった税の申告等で決算書を出すということはありませんので、通常団体としての決算報告書を出してもらってすることになります。

今回は、新たに設立された団体があります。また活動しておりますが、特定非営利活動法人が2つありますが、一方は非常に大きな事業をしております、何千万円という事業をしているところでありましたので、そういったところは問題なかったようでもありますけれども、もう一方については事業規模が非常に少ないということでもありますので、その事業規模が少ないNPO法人と新たな団体については、基本的にはこの指定管理の業務がほとんどその団体の業務になるということから、提案された収支計画書でしか判断できませんので、そこでこのようなもともとそういうことになったところではありますが、そのほかの詳細なところは建設管理課のほうからお願いします。

○**高橋勝文議長** 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 今、基本的に政策推進課長のほうでお答えした中身でございますけれども、「問題がない」というふうなところについてでありますけれども、いわゆる会社の収支計画の部分につきまして「問題は特にないだろう」ということと、もう一つは県あるいは市の施設等について指定管理の実績もあるというふうなことなどもありましたので、この財務の健全性については問題ないだろうというふうな判断をさせていただいたところでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今のような説明があれば、裏づけとしてわかるんですね。ただ、さっきも申しあげましたように、B団体とC団体に対してはただただ「問題なし」と。ところが、D団体については「県の仕事あるいは市の仕事をやっていて、その実績が非常に良好だ。したがって問題ない」ということで、基準点の5点が配分されたというのは、これはわかるんですけれども、この選定された団体とA団体については全く過去の経緯がないと。したがって2点減点でもって3点という評価だと思っんですね。したがって、その根拠になる部分を今後資料を出されるのであれば、出されるのであればというよりも、出していただくときにはこのD団体のような具体的な内容を出して、「したがって問題ないんだ」と、こういうふうに出してもらえば、今のような質問はなくても済むと思っんですね。それをまずお願いしておきます。

ただ、庁内のそれぞれの役職についている方々だけの委員会であるということを見た場合に、しかも今回の結果から見ますと選定された団体はトータルで67点、C団体が66点。1点の差でもって67点のほうを選定されたわけですが、これは非常に評価する段階でちょっとした微妙なところで、かなり逆転する可能性も十分あるわけですから、まず慎重に審査していただきたいということだけをまず申しあげて、きょうの質問は終わります。

○高橋勝文議長 ほかに。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 私からも、この指定管理者のほうについて若干お尋ねをしておきたいと思っいます。

今新宮議員からも質問ありましたので、重複する点も若干出てくるのかなと。できるだけ省いて御質問をさせていただきたいと思っいます。

まずその前に、先ほど挨拶でもありましたけれども、佐藤市政の2期目の当選、まことにおめでとうございました。大変遅くなりましたけれども。

最上川寒河江緑地、この指定管理者の指定については、先ほどもありましたけれども審査会で慎重に審査されたものでもありますでしょうから、おおむね了というふうなことで反対するわけではございませんが、次の何点かについてお伺いをおきたいと思っいます。

これもありましたけれども、非常に各項目ごとに点数化して、最も点数の高かった団体が指定者というふうなことで提案されておりますけれども、やはり1点から3点差の団体もあり、点差が非常に拮抗しているというふうなことから、決め手となった最も重要なところはどの項目があったのかなというふうなところ。

さらに、今財務の健全性についてもありましたけれども、この財務というのも非常に大事なものだと思っいます。したがって、決算書等を見て評価点が5点で「問題なし」というところはいいいとしても、初めて指定団体となろうとしているところが3点というふうな評価された根拠はどの辺にあるのか。

それから、9番目に「管理実績や受託実績が不良の場合減点」というふうにありますけれども、2つの団体が、先ほどのBとCですか、ここが10点満点のところ8点というふうになっているところは、2点ずつ減点になっていたのかなど。そうしますと、そのところに何らかのこれまでの受託の中で問題があったのか。その辺の減点となった根拠は何なのか。

それから、13番の提案金額でありますけれども、指定されようとしている団体については3年間で118万2,000円の減額ですか、さらに3年後にもし再指定というふうなことになるれば、その後は今度は5年間というふうなことになるわけでありまして、その5年間でいけば197万円、合計で315万2,000円となるわけでありまして、他の団体で提案されている金額を8年間でトータルしてみますと、最大で3,000万円、中間的な団体の毎年200万円の8年間では1,600万円、その差は1,284万8,000円も出てくるということになれば、大変大きな財政改革というふうなことにもなると思われれますが、この点の評価点、これらについてはどう理解すればよいのか。

それから、このスペース・アンド・タイム・クリエーションですか、これは指定管理者を目指して設立された団体ということでありまして、この団体の代表者の人物像などは我々は全然わからないわけでありまして。さらには、この設立された指定団体の人数、これらは何人くらいいるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 確かに1点差ということがございますけれども、各評価基準につきましては、各項目ごとに点数おのおのやっぱりすぐれている点、弱い点、確かに皆さんございました。トータルで、総合点として結果として1点差になったというふうなことがございます。ですので、決め手というふうなことではございませんで、やはり総合点での判断というふうなことになろうかと思っておりますけれども、候補者がすぐれた点がどこかというふうなところで見れば、多目的水面広場の有効活用方策、この部分がすぐれているというふうなことが、この団体が伸びたというふうなところかなというふうに考えているところでございます。

それから、指定団体が3点とされた根拠ということがございますけれども、先ほど申しあげたとおりでございますので、この事業のために設立された団体というふうなことがございますので、事業のこれまでの実績の経過がないものですから、一応3点ということでは2点の減点をさせていただいたというところでございます。

それから、9番の類似施設の管理実績の部分でございますけれども、確かに公園ではございますけれども、実は多目的水面広場につきましてはこれまで全国的にも多分例がない施設でございますので、ここの管理についてはどこも経験がないというふうな内容でございますので、類似施設の10点というのはこれはつけられないというふうなことで、類似はしていないけれども指定管理者の実績がある団体ということで、8点という形にさせていただいたところでございます。

それから、提案金額の部分でございますけれども、確かに提案金額については一番低い団体かなというふうにはありますけれども、高い団体の部分がじゃあどうかということになりますと、例えば人件費部分がかかなり極端に少なかったりとかということもございまして、安い金額をただ出せばいいということではないのかなというふうなことでございます。

最終的には、こういったおのおのの提案内容について、おのおの個別の評点数ごとにつけていったものですから、この団体は提案金額の部分については低いわけでございますけれども、全体の総合点で評価では一番高かったというふうな結果になります。

それから、指定団体の人物像、団体はどういう団体なのかというふうなことでございますけれども、この寒河江市内の代表者ですけれども、代表者の方は水上や雪上でのモータースポーツでの観光や販売を行っている方でございます。構成員としては、そのほかに公認のカヌー指導員、公認のカヌー審判員、あとアウトドアスポーツショップの経営者などが複数で形成されている団体でございます。代表は寒河江市の米沢地内で水上・雪上スポーツの観光や販売などを行っている方でございます。

どういった人たち、経歴などもあるのかなと思いますけれども、この方々は市関連の事業のかかわりとしては、寒河江市・大江町・中山町で構成する最上川活用地域活性化推進協議会が主催している最上川フェスタのいわゆるレスキュー、救護、あるいはカヌーフェスタの運営を担当していたでいる方々でもございます。

また、公共団体からの委託業務などとしては、県の企業局からスノーモービルの安全運転講習会、あるいは国土交通省の山形河川国道事務所から最上川の河川巡視業務の委託などの実績もある方々でございます。また、日本カヌー連盟主催のカヌー体験研修会の山形会場の主管、実際になされた。あるいは、コンクリートカヌーの東日本大会などの主催などの実績がありまして、多目的広場の有効活用は期待できるのかなというふうに思っています。

役員としては4名おりますけれども、今後NPO団体ということで移行しますので、10名以上構成員として出てくるというふうな予定と聞いております。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 わかりました。

今、方々からいろいろこの団体が委託を受けているというふうなものなどもどこかにあれば、「ああ、素晴らしい団体だな」と事前にわかるのかなという気もしました。今お聞きしましてわかりましたけれども、その辺もわかりました。

あとは、水面広場へ最上川よりポンプアップする電気料、これが以前に水面広場の利用料とほぼ同額というふうな説明を受けた経過がありますが、この指定管理料の中に電気代などは含まれているのかどうかを、お尋ねをしておきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 電気料も基本的には含まれております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 わかりました。いずれにしても、寒河江緑地がにぎやかになるということは、当初の目的にかなうものでありますので、ひとつ頑張ってやっていただければいいんじゃないかと思えます。

○高橋勝文議長 ほかに。遠藤議員。

○遠藤智与子議員 多目的水面広場ですので、多目的なわけです。2番目の利用目的に沿った施設の有効活用ということで、今るる教えていただきましたけれども、カヌー競技に関してのスタッフが厚いという理由というふうにも受け取られたんですけれども、それとカヌーだけでないいろいろな

使い方ということも含まれていると今1つ思ったことと、どのくらいの資本金があるのかということと、あとこれを業務委託ではなくて指定管理にしたということですので、その業務委託ではだめだったのかというようなところ、その理由、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 1つは、資本金の御質問がありました。法人ではありませんので資本金はございません。今後非営利活動法人になるところでありますので、その際には出てくるのかちょっとわかりませんが、ちょっとその辺はまだわかりません。

あと、委託でないかというふうなことでありますが、指定管理者制度の御質問かなというふうに思います。地方自治法が改正されて、民間企業も含め、あるいは法人でない団体、任意団体も含めて公の施設につきまして包括的な管理運営を委ねることができるようになりました。それが指定管理者制度でありまして、単に施設の管理だけでなくいろいろな事業も行ったりしてもらって、運営をしていただくということでありまして、条例によりまして施設の使用料も利用料金としてその指定管理者の収入にすることもできるようになっております。

ただ、公の施設でありますので、当然そもそもの目的であります住民福祉の向上といいますか増進という目的は外せませんので、あとは市民の公平・公正な利用ということも外せないところでありますので、そういったところを踏まえながら民間のノウハウを生かして施設の有効活用、あるいは経費の削減なども含めて施設が市民のために有効に活用になると判断される場合には、条例で指定管理ができるというふうなことにいたしまして、指定管理者を選定させていただいております。

ですから、委託ではありません。今回の指定管理者につきまして指定をしますので、これは行政処分になります。以上です。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど来出ておりますように、私たちが指定管理をするに足るというふうに、「足る」じゃないな、きちんと判断するのにまだまだ私は今ここに出されてきた資料と今の話し合いの中で判断するには、私自身は市民に説明する場合に自信がないなというふうに思うわけですね。それで、もっと詳しい内容、そういうものをぜひ提示していただけたらなというふうに思ったものです。以上です。

○高橋勝文議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 本会議ですので、3回きり聞けないというふうに思うので、少し数多くなるかというふうに思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、今回のこの議案を見させていただいて、非常にわからないというふうな話がいっぱいありました。というのは、どういう仕様書で募集しているのかわからないんですね。期間は3年間というのはわかったけれども、冬期間もするのかどうなのか、12カ月間の3年間なのか。管理は夜もするのかどうなのか。これ、ずっと比較表を見ると、夜は委託するというような団体もあっているものですからね。多目的水面広場、非常に安全対策というのは万全にさんなねんだというふうに思いますけれども、そうするというとどういう形で指定管理をお願いするのか、そのことがわからないんです。そのことがまずわからない。どういうことを、それぞれの団体をお願いしようとしているのか。それに対して5つの団体がそれぞれ提案されたというふうなことですけれども、その提案された中身がわからない。

したがって、先ほど来いろいろな質問が出ているわけですが、それでも、「問題ない」とか「ある」とか、そういうふうな部分がありますというふうなことで、こういうふうなやっぱり議会で審査をする際には、市がどういうふうな形で指定管理を要請しようとしているのか、それに対して5つの団体はどういうふうな提案をしてきたのか。

そしてもちろん、指定管理者制度というのは先ほども出ておったようですが、今までの業務委託と明確に違って、それはメリット部分もあるわけです。独自の自主事業をやりながら金を得るというふうなことや、あるいはそういうふうなことを見ながら維持管理費を市直でやるよりも安くできるであろうという、そういうふうな部分も入れられるわけだから。そういうふうな部分が今回の中でどのように有効に作用しているんだかということが、非常に見えないという部分があります。

それから今回の5つの団体、先ほども出ていましたけれども、これは今回の議案の施設の名称というふうなことでも最上川寒河江緑地というふうになっていますけれども、私もあそこは最上川寒河江緑地公園というふうな形にして、そこの中にはいろいろな施設があるんだというふうに理解しておったんです。したがって、最上川寒河江緑地公園を指定管理者でやっていくと。そこの中には多目的水面広場があったり運動広場があったり芝生広場があったりとか、さまざまなやつがあるんだというふうな理解をしておるんです。そういうふうなことからすれば、この名称だっけいかなものかなというふうな、こういう名称の施設が寒河江にあったのかなというふうな思いもします。

それから、これ5つ見ますとというと、今言ったように施設の中にはそれぞれの施設があって、それを管理していく。従来の公園管理という全体を管理していくという、今までもやってきたやつがあります。それから、今回指定管理者で多目的水面広場で、水上バイクをやったりカヌーをやったりとかというようなさまざまな自主事業をやるという、新たな事業展開をする、そいつをやってもらうための指定管理者という、そこにウエートがあるというのもわかります。

そうしたときに、この5つの中で市から預った金では公園管理はおらだが主体的にやって、そして自主事業の部分は別なところに委託をしてというふうな考えの人もいるのではないかもわかりません。そういう委託していいのかどうかも、寒河江市からの指定管理者であるための仕様書を私も持っていませんから、でもこの比較表を見ると公園管理の部分を委託をしてというふうな部分もあるものだから、今回指定しようとしている団体は特に自主事業がお得意で、そして公園の一般的な管理のほうは自分のほうでするんでなくて、またその金の中で委託をして別なところにさせるというふうなことに、提案がなっているんだか何だかもわからないんです。そういうふうなことができるのだからできないんだかもわからないんで、とにかくこの資料だけではどういうふうな中身になっているかわからないというのが、率直なところです。

そういう中で、1点差です。今回の指定しようとする団体は1点差なんです。そして、今回このあそこの公園、最上川寒河江緑地を指定管理者として受けるためにつくった団体だ。そして、自主事業の金も入るほうに見ていない。そして、管理費も全体的なやつだと市が示した限度額すれすれでやっていく。そして、自主事業の入りの部分は全然今回の提案の中の収入に見ていないというふうなことになるといって、私心配するのは1点差でやっていって、そして今回3年間こういうふう

にやっていく。3年すると、この次3年の期限が来てするときには、公募しないで指定をして、今やっているんだからというふうになる危険性があります。チェリーランドもそうでした、この前ね。

ああ、チェリーランドでなくて、別。チェリーランドは公募したけれども、1者きりなかったんです。あの保育所や何かなども、最初は公募します。しかし、その後は1者指定でというふうな形になる。

そういうふうなことからすれば、今回だって人をどの程度集めるんだか、先ほど4人の役員がいるとか、あるいは県あたりから委嘱を受けたそれぞれの指導員がいるというけれども、これは別な職についていて、そういうふうなイベントがあるときだけ来る人なのか。ここの立ち上げる会社、スペース・アンド・タイム・クリエーションの従業員というのは何人を想定しているんだかというのも、全然わからない。何人でしょうとしているんだか。確かにイベントするときのその指導員とか何かというのは、いろいろなところからするんだと思いますけれども、指定管理者であの広いエリアを管理していくというふうになった場合には、やっぱり従業員というのが必要だと思うの、従事者、この辺が何人になっているのかもわからないというふうな状況であります。

したがって、この立ち上げたスペース・アンド・タイム・クリエーションという人では、役員は4人というふうなこと、先ほどでわかりました。従業員の数はちょっとわからないんで、教えていただきたい。そして、4月1日から受けるというふうな提案でありますけれども、そうしたときの従事者の採用というのはいつころに計画されているのかも教えていただきたいというふうに思います。そういうふうなことで、その辺が全部示してもらっていろいろな角度から検討して、そして議会としてやっぱり責任ある判断をしていく必要があるなというふうな思いがするんです。

私今言ったこと、みんな最初の部分は同じだというふうに思うんですが、先ほど遠藤さんも言われておりましたけれども、なかなかこの状態では責任持った判断できかねるという趣旨の発言がありました。私もしたがって、どういうふうなことでしているのだから、そういう全体的なものを教えていただきたい。そして、あと中身の細かいことは2問目でいろいろ申しあげていきたいと思えます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 お答えいたします。

募集要項であります。それは選定審査委員会で決めまして、それはホームページで公表しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

なお、中で1点ありました従業員のことでありますが、仕様といたしましては基本的に年間常駐者2名、あと冬期間を除いた常駐者1名、あとイベントごとの安全員2名という仕様を出しております。その線で、経費の想定額も示しまして、それをもとに各応募者が提案をしてきていただいております。

また、従業員の採用のことがありましたが、議決をいただければ指定をします。その後に従業員の採用の手続に入るものというふうに思っております。

また、3年後に公募をしないんでないかというお話がございましたが、基本的に私どもの条例上公募が原則になっております。例外的に公募もしない場合があります。ですから、このたびチェリーランドにつきましても、結果的に1者でありましたけれども、公募は行っております。

また保育所につきましては、今回は特殊な事情がありました。といいますのは、市の直営から指定管理者のほうに移行する際に、1年間期間を置きまして、子供たちのことを考えて一気に先生がかわることがないように配慮いたしまして、一定期間市の職員を派遣をいたしました。そのようなことが指定管理者間ではするようなことを示しておりませんでしたので、そういった園児への配慮から、このたびは保育所につきましては公募をしないというふうに、委員会のほうで決定をしたところであります。

ですから、単に前の期間で非常に良好にしていたから、更新のときにその1者にするということはありませんので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 非常に、議会を何だと思っているんだかというふうに申しあげたいですね。「どういうふうな内容で公募しているのだか」というのに対して、「ホームページでアップしているから、そいつを見なさい」なんていうのは。議会の審査ですよ。ホームページでアップしているんだったら、議会に出せる資料ですよ。できません、こんな質問。だったらば、休憩してホームページ見えますよ。これ以上質問できません。今の答弁はだめです。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 どうなっているかわからないって、全然秘密にしているというふうな質問というふうに理解しましたので、秘密にもしていなくてきちんと公開しているというふうなつもりで申しあげたところでございます。（「休憩してけろ、見てくるから」の声あり）

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。内藤議員。（「いや、休憩してください。見えますから」の声あり）

菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 これは、指定管理者の場合には、指定管理者の提案というものが非常に大きなウエートを占めますので、入札のように事細かな仕様はございません。ある程度大ざっぱな仕様になっておりますので、例えば先ほどありました夜の管理とかについては、仕様には入っておりません。それは、指定管理者の提案になります。以上です。

○高橋勝文議長 暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須副市長。

○那須義行副市長 先ほど担当課長のほうから、募集要項についてはホームページに掲載をしながら、広く周知を図っているというお話を申しあげたところですが、募集要項については募集期間が過ぎますとその件についてはホームページのほうからやっぱり落としまして、また新たなものがあった場合には上げるというようなことで、現在はホームページ上に掲載になっておりませんので、先ほどの答弁にかえて参考までに特に今募集要項を持ってまいりましたので、皆様に配らせていただきたいと思います。

先ほど、そういうことから答弁についてきちんとしたといえますか、十分な答弁になっておりませんでしたので、おわびを申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 資料の配付漏れはありませんか。

議第82号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 今資料もいただきましたけれども、これは市のほうで管理者を募集する要項の部分いただきました。それで、もちろん全部目を通し切れません。それから、それに対してそれぞれ5団体が提案をされたわけでありまして、その中身ももちろんまだ手元にありませんのでわかりません。そんなことを言ってももうしようがないので、今手元にある資料に基づいて質問をしていきたいというふうに思います。

最上川寒河江緑地、あの全体を管理していく上で一番やっぱり重要なのは、維持管理費をどう寒河江市の財政負担にならないような形でやってくかということが、極めて重要なポイントだというふうに思います。それからもう一つは、やっぱり水ですので安全対策、事故が絶対ないようにという意味での安全対策を万全にしなければならないというふうに思います。もちろん、もし事故あった場合に、設置責任者というふうになれば、寒河江市の責任になるわけでありまして、どんな管理をしようとするか。したがって、この点でぬかりのない対応をしていかなければならないというふうな思いをしています。というので、その点についての考え方を後ほどお聞かせをいただきたいと思っています。

それで、この計画に基づいて市民の人にもいろいろ話しながらお聞きをしました。そうしたときに、今回指定しようとするところ、先ほども申しあげましたけれども、やっぱり自主事業をやりながらあの水面広場をどう有効に使っていくかというふうなことで、提案などはそこと、あと葉山と慈恩寺、長岡山、皆連携して何とか活性化させようという物すごい意気込みが感じられます。

反面、多目的水面広場をつかって、いろいろなことを市民の方々が広く水に親しむ親水的な部分で、そういうハードのイベントによって一般の市民の人たちが追いやられるとか、水上バイクとかカヌースクール、ホバークラフトなどで占有されはしないのかというふうな心配がありました。そこで、こういう自主事業をやるというふうに言われています、スクールなども含めて言われていますけれども、それぞれの実施規模とか、あるいは回数とか、どの程度やっているかを示してもらふことによって、そういう市民の心配なんかも整理されるのかな、解消されるのかなというふうな思いが私にはしています。

したがって、この辺について教えていただきたいと思っています。施設の有効活用方策ですね。いろいろな方策が出されていると思います。この比較表の中でもずっと載っていますから、具体的に出された提案の中には、もっともっと書かれているんだというふうに思います。それぞれの実施頻度とか、どれくらいのスペースを使ってするんだかという、その辺を示していただきたいと思っています。

それから、自主事業を開催した場合の参加費とか、そういうふうなものを徴収するのかどうか。さまざまな企画がされているようですけれども、それらの回数と参加費の徴収の有無について教えていただきたいと思っています。

あと、適正な人員配置というのは、これらは提案書を見ないと、ナンバーの7の関係ですね、見ないとわかりません。わかれば、教えていただきたいと思っています、それぞれ。

それからナンバー10、これも先ほど申しあげましたけれども、水上安全救助員の資格保有者ありというふうになっています。これらも、何人いるのか。水面広場全体だって、この水の事故というかはあるわけでありますので、常時この水をためている間は、その期間はずっと必要であろうし、ここでいう有資格者というのは自主事業展開時の安全の確保というのはもちろんですし、あと水をためている期間中全体の水面広場の安全確保という観点からも、そういう有資格者というのが交替制勤務になっても常態として配置になるような形になっているのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

それから、提案の金額の関係でありますけれども、それぞれ提案しているところの内訳もあわせて見させていただかないというと、比較表で書いているようなことはやっぱり判断できませんので、これらについても示していただきたいというふうに思います。それぞれどういう内容で、どういう金額をはじき出しているのか。

それから、13番から15番までの関係、ナンバーの。この関係の提案内容が「具体的」というふうに書かれているわけでありますけれども、具体的に示してもらわないというと、これまた責任ある判断ができませんので、中身を教えていただきたいと思います。金額、それぞれの事業ごとにないので、団体ごとのやつは出ているけれども、何さ何ぼ、人件費何ぼ、何さ何ぼというような内訳が出ていないので、そういうふうなことで教えていただきたいというふうに思います。

それで、これは議長、3問目になるんだか。

○高橋勝文議長 2問目です。

○川越孝男議員 2問目。だったら、また後でもう一つお尋ねします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 私のほうからは、まず安全対策の部分がありましたので、有資格者の部分とダブってくるのかなというふうに思いますけれども、その部分についてまず1つお答えしたいと思います。

安全対策については、特に水面広場ということで、その部分に対する対策、あるいは資格、ノウハウ、スキルがある部分が重要視されるのではないかなというふうに思っております。この選定候補者については、先ほども申しましたけれどもいわゆる水上イベントのレスキュー、救難対策の経験・実績がありますということで、私どものほうでもそれはイベント等での実態は確認しているところでございますけれども、資格としては日本赤十字の水上安全救助員の1・2の指定を持った方がお一人、あと西村山広域行政事務組合の消防本部認定の応急手当普及員の資格を持った方がお一人おられます。ということで、資格と経験については一番確認できる団体であったというふうなことでございます。

それから、あと自主事業の回数等々でありますけれども、かなり多数の比較表の中にもお示ししているわけでございますけれども、水上バイク事業とかカヌースクール事業、体験研修ですね、あとウェイクボードスクールとか、利用目的に沿ったということで比較表の中に出されている内容でございますけれども、事業内容のどの程度の頻度でするかというふうなことでございますけれども、初年度で見ますと5月から10月まで水上バイクの体験試乗会等につきまして、50名ほどでございますけれども、これについては5月から10月というふうなことでございますので、回数については出ておりません。

それから、カヌースクール事業とウェイクボードについても5月より実施するというふうなことでございますので、期間中実施するというふうなことになるかと思えます。

あと、競技会事業等については、中学生によるカヌースプリント大会等を6月に実施したいというふうなことがございます。あと自主事業、水面広場に限ればあとはカヌーの競技会事業ということで、コンクリートカヌーの東日本大会、それから手作りのカヌー大会などが提案されております。競技会事業としては、フラットウォーターのスラロームというふうなことで、あとは通年通じて水上バイクとかカヌーとかの体験試乗会等々を計画しているようでございます。

自主事業の参加費を徴収するのかどうかということについては、明記にはなっていないところでございますけれども、前回オープニングのときに竣工記念のときに実施したカヌーの体験研修会などを見ますと、やはり保険料、傷害保険とか昼食代も含めてでしたけれども、参加料については一般的には体験事業については徴収するのではないかなというふうに思っておるところでございます。

あと、こういった自主事業というのは、指定管理者の事業だけで、市民のほうの利活用が阻害されるのではないかとちょっと質問であったかと思えますけれども、この部分については今後水面広場の活用について、特に市内の県あるいは市のカヌー協会等もそうでありましてけれども、関係団体とやっぱり利活用の調整について、協議会などを通じて有効な調整をしながら、先ほど政策推進課長も申しましたけれども、いわゆる公平な利活用を害することがないようにということについては実施してまいりたいというふうに思っているところでございます。

済みません、あと抜けたところありますでしょうか。申しわけありません、ちょっと私のメモで、以上であります。

済みません。金額の内訳でございますけれども、先ほどお渡ししました資料で、いわゆる限度額の部分が出されていると思えますけれども、私どもで管理費の経費算定表ということで、これを市が一般的に管理した場合に準じて、この程度の金額がかかるだろうというふうなことでございます。基本的に、収支計画書につきましては、この市の示した金額とほぼ同程度の水準で提案しておりますけれども、委託費・役務費の部分では、金額で39万4,000円ほど減額になっているわけでございますけれども、特にその部分が市で示している金額と違っている部分と申しますと、委託料・役務費の部分で若干減額の部分があるというふうな状況でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱり市で募集する際の委託経費も2,365万2,000円を試算したやつは、これでわかります。それで、それぞれ5つの団体から最高少ないところが15.9%の減額、これよりも。そして、選定する団体は1.75%のダウンなわけだ。そういうようなことで、それぞれどういうふうなことをしていくんだかというようなことが知りたいんです。

これ、市で試算しているやつだって、例えば一番委託料の中でも芝生の管理、これはまた別に丸投げで525万円になるわけですから、そうなってくるというと、最初も申しあげましたけれども、5つの団体の中で公園を自前で管理するという団体と、そして水面広場の自主事業などは別のところというか。そっちを主にやって公園全体の管理を委託料で出すというのと、大きく分けて2つスタイルとして見えます。この比較表で私見る限りにおいては、2種類あると。公園管理を主にし自主事業を従にする部分と、自主事業を主にして公園管理を従にしている、こいつが今市で指定しようとしている部分は後者だというふうに私は理解をしているんですが、そうしたときに市から来る

ほとんどの金でやって、全然減額しないでやって、そして自主事業を新たにやって、あとの部分は委託をして管理をして。それは、だからペイになるわけですね。そして自主事業を3年間やって、新たな事業を起業して、そしてどんどん自分の今度法人格でどういうふうな団体になるんだかも、どういう構想を持っているのかもわかりませんが、何か法人格を取るんだそうですけれども、株式会社にするのか何にするのかもわかりませんが、もちろん株式会社だって指定管理者になれるわけですから。

そうしたときに、どんどん発展してもらっていいんだけど、市民から見て市の施設を使って会社を起こして、そして3年間やって、次もまたやってというふうになったときに、「公平でないんでないか」というふうに言われたときに困るなというふうな、私の思いがあるんです。今回の市から出された点数でも、1点の差きらないという、こういう中で公園管理全体はもう丸投げするような形でやっても、そこを選定することによって何年か後に市がある一部の団体にそういうふうにしたという、もちろん成功してもらわないとだめだというような思いもあります。だから、その公平性と透明性をどう担保するかということが、行政でも気をつけなければならないというか、配慮しなければならない大きな課題であろうなというふうには私は認識しているのよ。

私は、議員という立場でも、その部分をできるだけいろいろ形で議論しながら、やっぱり問題点を取り除く形で、そして成功する形を知恵を出し合っていかなければというふうな思いをしながらお尋ねをしているんです。

したがって、先ほどの水面広場を占有されるんでないかという部分については、協議をしながら一定程度の、大会するときにはやっぱり全部使わんでないだべけれども、そうでなくてスクールだの何だのというのはずっとやっていくと。5月からずっと秋までやっていくとなれば、やっぱり一定の範囲を決めて使うとか、こういうふうなことをしていかなねんだべなというふうに思うんです。

そういうふうなことで、この辺についての今私が言ったような心配を取り除くための考え方などを、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 御心配になる市民の方の心配というふうなことだと思うんですけど、先ほど申しましたとおり、前にも言いましたとおり逆にカヌーの練習場にだけなってはうまくないというふうな御指摘も、前の段階であったと思います。確かに、スプリントカヌーについては今寒河江高校さんしかございませんので、その専用練習場ということには当然ならないわけで、いろいろな市民の方の利活用に資するような内容で、先ほど申しましたとおり調整会議などを設けていきたいというふうに思います。

ただ水面広場ですので、非常に市民の方も利活用するという意味では、基本的に遊泳は禁止でございますので、それ以外の水面広場の利活用というとなかなか限られてくる部分もあろうかと思えますけれども、多方面の利用に資するようにそれは調整してまいりたいというふうに思っています。

それから、この団体の結局成功してもらわなければならないけれども、その団体だけの利益というふうな心配などもあろうかと思えますけれども、この団体はいわゆるNPO法人を目的として設立しております。ですので、内容的には目的が「生涯学習、健康、福祉、体育、スポーツとか、地

域の振興を図ることを旨とする」というような規約の趣旨でございまして、活動の種類としては「保健、医療または福祉の増進活動」とか、「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進」、あと「観光振興」「農山村・中山間地域の振興を図る活動」、それから「学術、文化、芸術、スポーツの振興」「環境の保全」「地域安全活動」「子供の健全育成を図る活動」というふうなことを活動の種類というふうにして設立していくということでございますので、代表者の方が田代地区の方ということで、中山間地域の振興などにも非常に御努力している方でございますので、そういった意味では趣旨としては大きな公的な部分も含めて設立するというふうなことでございますので、御心配には十分留意しながら協議してまいりたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 ほかに。那須副市長。

○那須義行副市長 今担当課長のほうから申しあげたとおりですけれども、先ほどからの御指摘のように、ここの緑地は水面広場と芝生広場とありまして、全く性格が違うといえますか、特に芝生広場に関する管理、それから運営等は、かなりノウハウ的に大抵の方は持っておられる方がいっぱいいるんですけれども、この水面広場の管理運営のノウハウというのはほとんどないような状態で、今回の最初の3年間は結果的に点数で比較した結果、どちらかという水面広場の管理運営をいろいろ広くできるような可能性があるところに、結果的に落ち着いたということだと思います。

それで、市のほうとしても水面広場についてはもちろん初めてでありますので、この3年間の中でいろいろ見させていただきながら、市のほうでもいろいろ研究をしながら、こういう形の指定管理の運営のあり方についてもいろいろ頑張って研究して、そして3年後また公募の時期が来ますけれども、その時期にはよりよいような形で選べるような形で研究といえますか、指定管理をお願いしながら研究というのちょっとおかしげな話でありますけれども、そういう意味では全然経験がない仕事になりますので、そういうことで努力してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○高橋勝文議長 ほかに。内藤議員。

○内藤 明議員 第1点は、この指定管理者の関係で、いずれこうしたものに関する選定に当たっての資料については、情報は開示されるものというふうに思いますけれども、その点まず1点お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、こうした新たな起業というふうな考え方からすると、そういう人にそうした道を開くということは大変重要なことだというふうに私も思います。ただ、これまでになかなか経験したことのないことでありますから、今副市長が言われましたように、非常に私どもも不安な要素があります。したがって、そうしたところについてやっぱりこうした議場で一発審査と、こういうふうなこともいいんですが、例えば全協であるとかそういうところで議論を重ねる、議論といえますかいろいろやりとりをする中で問題点を詰めていくというふうなことも、やっぱり必要なんじゃないのかなというふうに思っています。そうしたことについての考え方を、ぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから具体的な問題で、13番、14番の関係ですが、13番が提案金額、それから14番が提案金額の実効性ということでもありますけれども、この提案金額が低いと点数が高くて、この実効性のほうを見ると今度逆になるんですね。相反するような点数の配置になっていきますけれども、これはどうしてこういうふうなものが出てきたのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

以上、3点。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 最初の情報公開の点であります、計画書と収支計画書については、情報公開の対象にするということを募集要項に明記しておりますので、当然公開請求には応じていることになっております。

あと、全員協議会のお話でしたが、実は審査会の中でもそういった話題は出たんですが、議案の事前審査になるんでないかというふうなことがあります、やっぱり全協はまずいのかなということになった経過があります。それが私どもの考えが正しいのかどうか、ちょっとわかりませんけれども、そういった経過はございます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 中身のことというよりも、この審査基準ですね、項目の関係であります、いろいろな角度から見るために、その項目に絞って見ることにします。ですから、提案金額の場合には、単に額だけを見ます。一方で、その提案金額が本当に大丈夫なのかというふうなところを、次の項目提案金額の実効性で見るとありますので、結果的にはそういった提案金額が高いと実効性がある、提案金額が低いところが実効性が薄いということにたまたまなったということですので、御理解いただきたいと思っております。

なお、全体的にかかわってございますが、今回非常に接戦であったということから、この評価の基準についてやはりもう少し検討する必要があるのかなというふうに思っております。この評価項目、評価基準につきましては、公募をする前に選定委員会のほうで決めてから公募しますので、この提案をもらってからいじくるということではできませんので、もう既に決まっているこの基準で行ったということではございますが、やはり1つは5段階評価というところが余り差がつけられなかったところであるかと思っております。もしかすると、もっと10段階とか細かい区分にすれば、もう少し差がつけられたのかなというふうな気がいたします。

あともう1点、配点ですけれども、基本的に今5から1の5段階になっていますが、特に重要視するところは倍の点数にしておりますけれども、重点的に配転するところをもう少しふやすとか、そういった工夫といいますか見直しが必要なのかなというふうに、今回の審査の結果で思ったところでもありますので、来年度多くの指定管理者が更新の時期を迎えますので、それまでに内部で十分検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○高橋勝文議長 ほかに。内藤議員。

○内藤 明議員 いずれ情報公開の対象になるというふうなことでありますから、審査する際にもこうした資料を出される際に、A団体・B団体・C団体・D団体なんて出されるよりも、ズバッと出していただいたほうが私は非常にわかりやすくいいんじゃないのかなというふうな気がしています。大体のところといたら大変失礼ですが、中に書いてあるところで「チェリーランドの指定管理者の実績あり」とか、「最上川ふるさと総合公園、市民浴場の指定管理者実績あり」なんていう部分で、どこの企業か大体わかる気はしますが、いずれ情報公開の対象になるわけですから、このA団体・B団体・C団体・D団体なんていうこんなを出すよりも、きちっと出していただいたほうが私は物がわかっていいんじゃないかというふうに思いますので、こうした資料についての改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

また、評価の部分での差がつかなかったということでの再検討といいますか、そのやり方について点数の配置についても検討するというのは大変結構なことだというふうに思いますけれども、できればこういうふうな事前審査の問題もあるというふうなことでありますが、そういうふうにならない程度に、事前審査にならない程度にいろいろなことを議員懇談会等で示していただければいいんじゃないのかなというふうに思いますので、それは私の意見として申しあげておきますが、御答弁をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 1点目の応募団体の公表でありますけれども、実は選定審査委員会の中でもちょっと話になったんですが、基本的に団体の名称は審査には関係ないんじゃないかという話がありまして、選定委員会の中でも名前を伏せたほうがいいんじゃないかというふうな御意見も出ました。ただ、委員の皆さんには計画書を渡しますので、結局わかってしまうということでもありますので、選定委員会の中では名称は伏せないで審査をしております。

一般的な対応といたしまして、例えば県でもですけども、議案の資料の中に応募者名を公表はしていません。多くの自治体が、こういう取り扱いをしているのかなというふうに理解をしております。公表ですので、応募者とその評価点がリンクして公表するということは、結果的に低い評価となった応募者にちょっと対外的に悪いイメージを与えないかなというふうな気持ちがございますし、今後応募者の減少にもつながらないかというふうな心配があります。その面での配慮、特に点数の低かった応募者に対しての配慮も必要なのかなと思いますので、公開の対象にはなりませんけれども、公表までにはいかないのかなというふうに思っております。議会の資料に出されることは公表になりますので、その辺の配慮をやはり継続したいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、あと評価基準を懇談会でというふうなことでありますが、評価項目、評価基準につきましては標準的なものをつくって、あと個別の施設ごとに変えるときがありますけれども、標準的なものは全体に適用になりますので、見直しをする際にはそれを懇談会等で御説明したいと思います。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入ります。議第81号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第82号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第81号及び議第82号を採決いたします。

まず、議第81号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立全員であります。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議第82号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時54分

○高橋勝文議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。これにて平成24年第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。